

《 事務所ニュース 2016年8月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

厚生年金保険の資格取得時の本人確認 事務が変更（平成28年9月から）

日本年金機構は、現在公的年金にかかるサービスの向上、本人確認の徹底やマイナンバー制度の円滑な施行のため、「基礎年金番号」と「住民票コード」との結び付けを行っております。この結び付けを一層促進するため、平成28年9月より、厚生年金保険に加入する際の「被保険者資格取得届」に基礎年金番号を記入している方についても、住民票コードを特定し、本人確認を行うこととなりました。本取組は、架空従業員の不正な被保険者資格取得の防止の徹底にもつながると考えてられています。本取組の実施に伴い、届出の氏名・住所等により一致する住民票コードが特定できなかった場合には、資格取得の処理を保留し、事業主様あてに「被保険者資格取得届」を返送し、住民票上の住所等を照会させていただくこととなります。なお、公的年金に初めて加入するなど、事業主様において基礎年金番号を確認できなかった場合については、これまでと同様に「被保険者資格取得届」に住民票上の住所の記入が必要となります。

介護休業の取得要件を明確化へ

厚生労働省に設置された有識者研究会は、介護休業の取得要件を明確にするための報告書（案）をまとめました。現在の介護休業を取得できる判断基準は、「2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態」にある対象家族を介護するためとされ、介護保険の要介護2～3程度と考えられています。

研究会では、介護保険制度との整合性。一般の労働者・事業主による判断の容易さという観点から、①介護保険の要介護2以上の認定を受けていることを基準として、②歩行や排泄、衣類の着脱など、

必要な介護状態12項目をそれぞれ、1（自分でできる）2（一部介助が必要）3（全面介助）に区分し、12項目のうち「2が2つ以上」または「3が1以上」該当し、かつその状態が継続すると認められること、の2つの判断基準とすることを示しています。また、介護を受ける家族が要介護認定を受ける前に介護休業制度等の利用を申し出る場合などは、②の基準を用いて判断するとしています。

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の（1）または（2）のいずれかに該当する場合であること。
（1）介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。
（2）状態①～⑫のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

項目	1 (注1)	2 (注2)	3
①座位保持（10分間一人で座っていることができる）	自分で可	支えてもらえればできる (注3)	できない
②歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取（注4）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある (注5)
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定（注6）	できる	本人に関する重要な意思決定はできない（注7）	ほとんどできない

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)
労使間トラブルの相談
就業規則等の人事制度構築
個別年金相談(老齢・障害・遺族)
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行